

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までA県B市所在のC会社において、オフセット印刷機による印刷作業に従事していた。

請求人はその後転職し、平成〇年当時勤務していた会社の健康診断で肝機能の異常を指摘され、D内科循環器科に受診した。その後、当該医院の紹介で平成〇年〇月〇日にE病院に受診し、「肝内胆管癌」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はE病院の初診日を症状確認日と認め、これを支給する旨の処分をした。

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の間、F医療センターにおいて陽子線治療を受け、治療期間中はG支援センターに宿泊した。

請求人は、この陽子線治療に係る治療費及び宿泊料について、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は陽子線治療及び宿泊料は先進治療であるため、労災保険の対象外であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、本件疾病と確定診断される前に通院していたD内科循環器科における療養費について、監督署長はこれを支給しない旨の処分をしており、請求人は、この処分に対しても別途再審査請求に及んでいる。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人が受けた先進医療及びそれに付随する宿泊料が、労災保険給付の対象として認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は陽子線治療が、本件疾病の治療にも早期社会復帰のためにも必要な治療であったと主張する。
- (2) ところで、労災保険法が定める療養補償給付の範囲は、決定書理由第2の1に説示する「判断の要件」のとおり、「政府が必要と認めるものに限る。」と規定されており、基本的には健康保険に準拠し、「医学上一般に認められた医療」の範囲で給付されることから、試験的又は研究的過程にあるような治療方法（健康保険法に基づく保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要なものを含む。以下同じ。）は、同法の給付の対象外である。
- (3) 請求人が治療を行ったF医療センターは、厚生労働省の承認を受けた先進医療施設であり、保険診療と保険診療外の併用が認められた混合診療の医療施設であるところ、請求人が受けた陽子線治療は健康保険が適用されない先進医療とされている。
- (4) したがって、請求人がF医療センターにおいて受けた陽子線治療は、決定書

理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、試験的又は研究過程にあるものとみなされる先進医療であり、当審査会としても、療養補償給付の対象とは認められないと判断する。

(5) また、G支援センターの宿泊料についても、陽子線治療を行うための宿泊施設の費用であることから、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、当審査会としても、労災保険給付の対象とは認められないと判断する。

(6) そのほか、請求人らの陽子線治療を療養補償給付の範囲に含めるべきであるとする趣旨の主張は、上記で説示したとおり労災保険法上、採用できない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。